

本別町総合教育会議傍聴要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本別町総合教育会議(以下「会議」という。)の傍聴に関して必要な事項を定める。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴者受付簿に記入しなければならない。

(傍聴することができない者)

第3条 次の各号に掲げる者のいずれかに該当するものは、会議を傍聴することができない。

- (1) 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前2号に定める者のほか、傍聴が不相当と認められる者

(入場の制限)

第4条 議長は、会議の開催場所の都合により傍聴者を制限することができる。

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、傍聴席において次の事項を守らなければならない。

- (1) 静粛にし、かつ、会議における言動に対して拍手その他の方法で賛否の意思表示をしてはならない。
- (2) 私語、談話等をしてはならない。
- (3) 示威的行為をしてはならない。
- (4) 飲食及び喫煙をしてはならない。
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げとなる行為をしてはならない。

2 傍聴者は、写真若しくはビデオ等の撮影をし、又は録音をしてはならない。ただし、議長の許可を得た者は、この限りではない。

3 傍聴者は、議長の指示に従わなければならない。

(傍聴者の退場)

第6条 傍聴者は、会議を非公開とする決定がなされたときは、速やかに退場しなければならない。

2 議長は、傍聴者がこの要綱に違反するときはこれを制止し、又はその命令に従わないときは退場させることができるものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の傍聴に必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月12日から施行する。